平成２１年（フ）第４１５号
青森市浪館前田１丁目12番28号　コーポ山口７号
債務者　神　　春貴
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
青森市北金沢２丁目５番８号
債務者　五日市　馨
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
青森県五所川原市大字広田字榊森48番地28
債務者　山内　康裕
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
青森県つがる市柏広須藤枝93番地３
債務者　船水　典生
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
静岡県焼津市田尻北1207番地の２
債務者　佐藤　昌代
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８号
静岡市駿河区八幡２丁目４番12号
債務者　金谷幸枝こと　金　　幸枝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１７号
静岡市駿河区西島206番地
債務者　塩坂　千賀
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６１号
静岡県榛原郡吉田町片岡1745番地の18
債務者　水島由美子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９０号
静岡市駿河区池田566番地の１　ジュネス池田Ｂ―101号
債務者　佐藤安希子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９７６号
横浜市中区長者町１丁目２番地　曙ビル３Ｆ307号室
債務者　田中　高雄
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７１号
横浜市磯子区洋光台５丁目５番16―404号
債務者　サノ　ローズマリー　フェルナンデズ
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１４１号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ５街区５棟304号
債務者　山下　晃央
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２９号
栃木県宇都宮市陽南４丁目１番６号　宮原市営住宅６号棟301号室
債務者　野田　真吾
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４４３号
栃木県日光市猪倉3948番地５
債務者　山島美加子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７６号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目2592番地90
債務者　渡邊由美子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係